

スクール規約

第1条 名称

本規約の対象となるスクールは、「FC岐阜サッカースクール」(以下、「本スクール」と称する。

第2条 所在

本スクールは、岐阜県に本部を置く。

第3条 管理および運営

本スクールは、株式会社岐阜フットボールクラブ(以下、「会社」)がその管理および運営を行う。

第4条 活動場所

本スクールは、大垣市青年の家(大垣校)、フットサルアリーナ西岐阜(西岐阜校)、フットサルアリーナ本巣(本巣校)、飛騨高山ビッグアリーナ(高山校)、岐阜県フットボールセンター(アドバンス校)、郡上市総合スポーツセンター(郡上校)に拠点を配置する(平成26年4月1日現在)。

第5条 目的

本スクールは、スポーツ・サッカーを通じて「仲間をつくる」「ルールを守る」「仲間と協力する」ことを学び、幼少期の発育発達段階に応じたトレーニングメニューで、体を動かす楽しさを体験することを目的とする。

第6条 期間

本スクールの開校期間は4月1日より翌年の3月31日までの期間とする。

第7条 入会資格

本スクールに入会するものは、次の条件を備えていなければならない。

- ①本スクールの趣旨に賛同するものであること。
- ②別に定める資格に該当するものであること。
- ③スポーツを行うに適した健康状態であること。

第8条 入会手続

本スクールに入会を希望するものは、所定の手続きに従い本スクールに申し込むこととする。

第9条 入会金

入会金は会社が別に定める金額とし、納入された入会金はいかなる事由があっても返還しない。

第10条 月会費

本スクールの会員(以下、「会員」)は、会社が別に定める月会費を所定の方法にて納入しなければならない。

第11条《会費の不返納》

一旦納入した入会金および月会費は、入会不許可の場合を除き、原則としてこれを返金しない。

第12条《会費滞納》

会員が事前の承認手続を取る場合のほか、会費の納入を怠ったときは、本スクールは指導を停止し、また退会させることができる。

第13条 変更事項

会員は住所、連絡先等、入会申込書記載事項に変更があった場合は速やかに会社へ届け出るものとする。

第14条 練習回数

- (1)本スクールの練習指導日・期間については、別に定めるスケジュール・回数・期間による。
- (2)やむを得ない事由が発生した場合は、定められた練習指導日・練習時間・練習回数・練習会場を変更または中止するものとし、その場合は事前に会員に通知する。
- (3)やむを得ない理由でスクール校を変更される場合、所定の用紙にご記入の上、会社に届けなければならない。

第15条 指導内容

本スクールは、各コースに指導要領を定めるものとし、指導要領に基づく個別の具体的練習指導法は各コーチが決定する。

第16条 休会

- (1)休会とは、怪我もしくはやむを得ない事由により、引き続き1ヶ月以上3ヶ月以内を休む場合をいう。
- (2)休会を希望する会員は、希望する月の前月10日までに会社に電話連絡または、所定の用紙に記入のうえ、届け出なければならない。

第17条 退会

退会を希望する会員は、退会を希望する前月の10日までに会社に電話連絡または、所定の用紙に記入のうえ、届け出なければならない。

第18条 会員のモラル

会員は次の事項を厳守しなければならない。

- ①チームワークを守り、会員全員が明るく、楽しく、元気よく行動すること。
- ②本スクールの目的に沿うよう努力すること。
- ③本スクールの定める利用規則を遵守すること。

第19条 除名

本規約を違反するなど、本スクールの会員としてふさわしくないと判断したのに対して本スクールは除名することができる。

第20条 事故の責任

- (1)会員は本スクールの施設利用に際して、本施設利用に関する諸規則および施設管理者ならびに担当コーチの指示に従い行動するものとし、盗難、傷害等の事故が起こっても施設管理者、本スクールコーチ等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。
- (2)また、会員は、本スクールで使用する施設内で、他の会員または第三者ならびに会社に傷害を与えた場合は速やかにその損害を賠償する。

第21条 細則等

本規約に定めのない事項および運営上必要な事項は、別途細則等で会社が定めるものとする。

第22条 規約の改定および効力

会社は、必要に応じて本規約を改定します、会員は本規約の改定がすべての会員にその効力がおよぶことをあらかじめ承認するものとする。

第23条 施行

本規約は、平成20年4月1日より施行する。

附則

- | | |
|-----------|------|
| 平成21年4月1日 | 一部改正 |
| 平成22年4月1日 | 一部改正 |
| 平成23年4月1日 | 一部改正 |
| 平成26年4月1日 | 一部改正 |